

1. 件名：クリアランス集中処理事業に関する資源エネルギー庁及び福井県との面談
2. 日時：令和5年7月20日（木）12：45～13：25
3. 場所：原子力規制庁13階会議室
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 原子力規制企画課 黒川課長、布田企画官、安達係長、直井係長  
伊藤係長

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課 下堀課長、真島補佐、佐藤係長  
原子力立地・核燃料サイクル産業課長 皆川課長  
原子力政策課原子力基盤室 早川係長

福井県

エネルギー環境部 エネルギー課 三寺課長  
嶺南Eコースト計画室 松村室長、他2名

5. 要旨：

- 資源エネルギー庁及び福井県から、令和5年度第17回原子力規制委員会（令和5年6月21日）において公開で実施することとなった解体廃棄物の集中クリアランス事業に関する意見交換について、それぞれ資料に基づき検討状況の説明があった。
- 原子力規制庁から、1回目の意見交換の実施に関して、資源エネルギー庁及び福井県に対して以下のとおり伝達した。
  - ・原子力規制庁内で考えを固めているものではないが、1回目の意見交換は、福井県や資源エネルギー庁からクリアランス集中処理事業に関して公開の場で説明を聞くとともに、今後の議論の進め方を検討するものであると考えている。
  - ・そのため、今回の説明内容を公開の意見交換の場で再度説明いただきたい。
  - ・また、これも庁内で固まっているものではないが、オブザーバーとして事業者等の参加や発言を拒むものではないものの、少なくとも1回目の意見交換の主体は資源エネルギー庁及び福井県並びに原子力規制庁であるとする。
  - ・公開の意見交換において使用する資料は、幹部への説明等の庁内の手続きのため、意見交換実施日の1週間前をめどに原子力規制庁に送付いただきたい。
- 原子力規制庁から、今後の意見交換の進め方について、資源エネルギー庁及び福井県に対して、原子力規制庁内での検討により今後変わる可能性があるとの留保を付けつつ、以下のとおり伝達した。
  - ・技術的な論点は詰めが必要な部分が多くある。意見交換会で論点を1つずつ詰めていくことが必要。
  - ・意見交換会で技術的な論点を詰めるに当たっては、事前に双方が資料等の準備をする必要があり、各回ごとにそれなりの長さの準備期間が必要。
  - ・法的な論点については、技術的な論点が詰められた段階で、改めて整理する必要がある。

る。

- ・意見交換会は事前審査の場ではなく、審査で行うべき議論を先取りしないよう、議論の範囲はよく検討する必要がある。

○資源エネルギー庁及び福井県から、原子力規制庁の考え方について了解した旨の回答があった。

## 6. 資料

- ・クリアランス集中処理事業に関する利用政策上の位置づけについて（資源エネルギー庁）＊
- ・原子力リサイクルビジネス（クリアランス集中処理事業）について（福井県）＊

（注）＊の資料は資源エネルギー庁又は福井県から提示されたものであるが、作成段階のものであるため、原子力規制庁の担当者には会議中においてのみ配布され、会議の後は回収がなされたため規制庁側の手元には残っていない。

以 上